



一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 5</td> <td>飯島 優子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 7</td> <td>伊藤 弘子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>市川 大倫</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 5	飯島 優子	1 7	伊藤 弘子	3	市川 大倫
	議席番号	委員氏名							
	1 5	飯島 優子							
	1 7	伊藤 弘子							
3	市川 大倫								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">1 5</td> <td>飯島 優子</td> </tr> </tbody> </table>	1 5	飯島 優子							
1 5	飯島 優子								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">1 7</td> <td>伊藤 弘子</td> </tr> </tbody> </table>	1 7	伊藤 弘子							
1 7	伊藤 弘子								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">3</td> <td>市川 大倫</td> </tr> </tbody> </table>	3	市川 大倫							
3	市川 大倫								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2023年第11回総会を開会いたします。</p> <p>本総会は任命期間3年間最後の総会となりますので、はじめに、春日部市副市長、白子高史様よりごあいさつをお願いしたいと思います。</p>
副市長	<p>皆さんこんにちは。副市長の白子です。本日は農業委員の皆さまの任期最後の総会お聞きしました。本来ならば岩谷市長がご挨拶すべきところですが、出張しているため、市長に代わり一言ごあいさつをさせていただきます。</p> <p>農業委員会では、農地法に基づき、農地の貸借や売買、及び転用についての許可・不許可を毎月開催する総会で審議・決定していただいております。平成28年に、農業委員会に関する法律が大幅に改正され、従来からの農地事務のほかに、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」等の農地利用の最適化の業務に取り組むこととなりました。</p> <p>その後、令和4年度からは農地利用最適化の強化施策として、毎月の農地パトロールのほか、法30条に基づく農地の利用状況調査の徹底、日々の農作業の中で見聞きした活動の記録、そして今年度から始まった地域計画の策定への参画など増え続ける業務に従事いただきました。</p> <p>これらの業務を、委員ご自身の農業をはじめとする生業の合間に取り組んでいただいたことに深く感謝申し上げる次第です。</p> <p>そのようにご活躍いただいたこの任期も、この11月末で満了となりますが、この間、皆さま方にはご尽力を賜り、春日部市における農地利用の最適化が大きく前進したものと認識しております。</p> <p>ここに3年間の農業委員としてのご活躍に御礼を申し上げるとともに、今後も地域におけるリーダーとしての更なるご活躍をご期待申し上げます。</p> <p>なお、引き続き農業委員に応募いただいている皆様には、市議会の同意をいただき、任命させていただく予定でございますので、農業委員として一層のご活躍をお願いいたします。</p> <p>結びに、皆様の今後ますますのご健勝、ご多幸を祈念申し上げ、あいさつといたします。3年間、本当にありがとうございました。本日は、よろしく願い申し上げます。</p> <p>議長 ありがとうございます。副市長はこれから公務がありますので、これで失礼させていただくとのことです。</p> <p>(副市長退出)</p>
議長	<p>会議に戻ります。在任委員16名が出席しておりますので、春日部市農業</p>

	<p>委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日午前9時7分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産緑地地区の取得斡旋について (回答)</li> <li>(2) 農地利用最適化推進委員の応募状況及び候補者の決定について</li> <li>(3) 農委だより第38号(案)について</li> </ul> <p>以上、3項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、本日の総会につきまして、傍聴の申出がありましたので、これを許します。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(傍聴人の入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。</p> <p>本日の議題は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会) 1議案14件</li> <li>日程2 議案第2号、農地法第5条(知事) 1議案8件</li> <li>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明 1議案1件</li> <li>日程4 議案第4号、生産緑地地区の取得斡旋について 1議案2件</li> </ul> <p>合計4議案となります。</p> <p>なお、日程1 議案第1号、農地法第3条(委員会)の申請番号44番は、議案書送付前に取下げがありましたので、欠番となります。</p>
議長	<p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号15番飯島優子委員、17番伊藤弘子委員、3番市川大倫委員を指名いたします。</p> <p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に、事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条(委員会)を議題といたします。申請番号33番から47番について、会議規則第19条第3項の規定により事務局より説明を求めます。</p>

事務局

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が14件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号33番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号34番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号35番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここではナス、トマトを作付けする計画です。次に、農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁、申請番号36番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号37番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは水稻の作付けを行う計画です。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。はじめにある「第2項第1号（全部効率利用）」でございしますが申請人は、春日部市内には経営農地はありませんが、三郷市で農業経営を行っていることから、三郷市農業委員会に経営状況を確認したところ、農地1,996㎡を自作しているとのことです。

しかしながら、添付された三郷市の農家証明書によれば、譲受人が所有する農機具は、トラクター及び軽トラックが1台しかないこと、春日部市で取得予定の農地は、現在三郷市に所有する農地の約8倍の面積となりますが、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺機など稲作に必要な農機具はこれから取得するとのことであり、その計画の現実性が明らかではありません。このよ

うなことから、書類調査の結果、農地法第3条第2項第1号の許可要件に該当しないことを確認しました。

次に、申請番号38番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は譲受人が所有する農地が申請地の隣接地にあるので出入口として使用するためです。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここは、公道から農地に入る通作路として使用予定です。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号39番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は隣接地で特別養護老人ホームを建設予定の譲受法人が、施設利用者のレクリエーション活動に供するために取得するものです。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは、農業指導者1名と施設職員及び施設利用者が畑を21区画に分け、ナスやじゃがいもなどの野菜やイチゴを作付ける計画です。しかし、施設利用者に対し、この規模の農地を利用したレクリエーションを行うことが、何故、社会福祉事業に必要な計画になるのかが確認できる資料が提出されていないため、本案件の必要性の確認が取れません。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号40番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは梨の交配樹を植える計画です。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号41番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは梨の交配樹を植える計画です。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書4頁、申請番号42番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書10頁をご覧ください。同じ経営体に属する申請人の父が所有する一部の農地に違反転用がありましたが、先日改善され、農地に復していることを地元の農業委員、推進委員及び事務局職員が確

認しております。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号43番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書11頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書5頁、申請番号45番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書12頁をご覧ください。申請法人は農地取得のために設置された新規の農業法人であることから、事業の計画が不明確であるため、今後の事業計画について、更なる確認が必要であると考えております。

次に、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書13頁をご覧ください。申請法人は農地取得のために設置された新規の農業法人であることから、事業の計画が不明確であるため、今後の事業計画について、更なる確認が必要であると考えております。

次に、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書14頁をご覧ください。申請法人は農地取得のために設置された新規の農業法人であることから、事業の計画が不明確であるため、今後の事業計画について、更なる確認が必要であると考えております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、はじめに、申請番号33番及び38番について、担当地区の石川正推進委員より意見を求めます。

委員

申請番号33番及び38番について報告いたします。令和5年11月10日に、小川農業委員、川鍋農業委員、小川推進委員及び私の4名で、申請地

の現地調査等を実施したところ、申請地は農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認いたしました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号34番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号34番について報告いたします。令和5年11月13日に、山崎農業委員、瀬尾推進委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号35番及び43番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号35番及び43番について報告いたします。令和5年11月9日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号36番、37番、39番、42番及び45番について、担当地区の大塚和彦推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号36番、37番、39番、42番及び45番について報告いたします。令和5年11月10日に、市川農業委員、上原農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も稲作が行われた形跡があるなど適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号40番及び41番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号40番及び41番について報告いたします。令和5年11月17

日に、大塚農業委員、新井農業委員、野村推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長 次に、申請番号46番及び47番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。

委員 申請番号46番及び47番について申請地が隣り合わせであり、また譲受人が同一社であるため、一括して報告いたします。令和5年11月9日に、萩原農業委員、栗原農業委員、中田推進委員及び私の4名で申請地を確認しました。申請地は畦畔が除去され一体化しており、稲作の形跡がありますが、次期作に向けての耕転はされておりました。現地に出向く前に、譲受人について事務局問い合わせをしたところ、当申請と並行し、農業取得適格化法人としての資格を得るための手続き申請中とのことであります。引き続き耕作者が変わったとはいえ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用がされることを望み、法人としての手続き中でありますので問題なし、ありについては述べられませんので、以上のような状況であることを報告します。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号11番上原美子委員より申請番号33番から41番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号33番から41番について事前審査の報告をします。  
はじめに、申請番号37番について報告します。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については問題なし、と報告を受けました。しかし、事務局の説明にもありましたとおり、本申請地の面積は、譲受人が現在、三郷市に所有する農地の約8倍となりますが、稲作に必要な田植機やコンバイン等の農機具はこれから取得するとのことであり、今後の機械の取得見込みや、稲作を行う計画の現実性が明らかではありません。そのため、譲受人が今後、本申請地において稲作を継続的に行えるかどうか、更なる確認が必要と考えております。以上のことから、事前審査委員5人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号39番について報告します。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については問題なし、と報告を受けました。しかし、事務局の説明にもありましたとおり、施設利用者に対し、この規模の農地を利用したレクリエーションを行うことの必要性の確認が取れません。そのため、譲受法人に対し、本案件の計画について更なる確認が必要、と考えてお

ります。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により継続審議、と決しました。

次に申請番号 33 番から 36 番、38 番、40 番、41 番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地及び保有農地に問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可、と決しました。

議長 次に、議席番号 12 番水口健二委員より申請番号 42 番から 47 番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号 42 番から 47 番について事前審査の報告をします。  
はじめに、申請番号 45 番から 47 番について譲受人が同一の為、一括にて報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については、問題なし、と報告を受けました。しかし、本案件の譲受法人は、農地を取得するために設立された新規の農業法人であるため、今後の事業計画について、更なる確認をする必要があると考えます。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により継続審議、と決しました。

次に、申請番号 42 番、43 番について事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員 5 人の合議により許可、と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 おはかりします。申請番号 37 番、39 番、45 番から 47 番について、事前審査委員より継続審議と報告がありました。よって、申請番号 37 番、39 番、45 番から 47 番と、申請番号 33 番から 36 番、38 番、及び 40 番から 43 番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 37 番、39 番、45 番から 47 番を、事前審査の報告のとおり、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号37番、39番、45番から47番を継続審議と決しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。

次に、申請番号33番から36番、38番、及び40番から43番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号33番から36番、38番、及び40番から43番を許可と決しました。

議長

次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号86番から93番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書6頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について許可申請が8件ありましたので、審議を求めます。

はじめに、申請番号86番、所有権移転。詳細は議案書の記載のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。

申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号87番、使用貸借権設定。詳細は議案書の記載のとおり。転用計画は農地改良工事で、地盤が軟弱で水はけが悪いため、農地改良をして畑として活用する計画です。農地改良後はナス、トマトを作付ける計画です。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入し

たあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は31頁、詳細図は32頁から36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9か月です。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール以上であり、第1種農地と考えます。

次に、申請番号88番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は土木・上下水道設備業を営んでおり、転用計画は資材置場の設置です。現在使用している資材置場は貸人の都合でいつ借りられなくなるか分からないため、自法人による資材置場を取得する計画です。しかしながら、現在使用している資材置場は大部分が農地であり、違反転用の疑いがあります。案内図は37頁、詳細図は38頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書7頁、申請番号89番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は39頁、詳細図は40頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の問題ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号90番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地42㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は41頁、詳細図は42頁となります。現地はス

クリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されていますが記載の物件所在地が申請地と一致していないことから、現在代理人に確認中です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に申請番号91番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は43頁、詳細図は44頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されていますが、発行日が本年1月であること、記載の物件所在地が申請地と一致していないことから、現在代理人に確認中です。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書8頁、申請番号92番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は介護サービス事業を営んでおり、転用計画は通所介護施設の設置です。春日部市において、要介護者の重症化を防ぐためのサービスを提供する必要があると考え、新たに1日辺り35人が利用する通所介護施設を設置する計画です。案内図は45頁、詳細図は46頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地転用については該当する土地改良区発行の地区外証明書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画で、該当する土地改良区の事前協議書及び地域農家代表の同意書が添付されています。資金計画については自己資金及び金融機関からの融資で対応する計画ですが、自己資金については金融機関発行の残高証明書が添付されているものの、金融機関からの融資を約束するものはありません。そのため金融機関融資担当者に事務局が連絡し、融資の見込みがあることを確認しております。農地転用に係

る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号93番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、貸農園の経験を生かして畑として活用するため、農地改良を行う計画です。農地改良後はじゃがいも等の野菜を作付ける計画です。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。案内図は47頁、詳細図は48頁から50頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から3か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

議長 次に、申請番号87番、91番について担当地区の石井茂推進委員より、意見を求めます。

委員 申請番号87番及び91番について報告いたします。令和5年11月9日に、水口農業委員、池上農業委員、横川推進委員及び私の4名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号93番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年11月13日に、山崎農業委員、瀬尾推進委員及び私の3名で申請地及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、稲作の刈り取りの跡が見られるなど、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、議席番号12番水口健二委員より申請番号86番、87番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号86番、87番について事前審査の報告をします。

はじめに、申請番号８６番について報告します。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。以上のことから、事前審査委員５人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号８７番について報告します。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なし、と報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。以上のことから、事前審査委員５人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

次に、議席番号１３番山崎勇喜委員より申請番号８８番から９３番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号８８番から９３番について事前審査の報告をします。

はじめに、申請番号８８番について報告します。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、譲受法人が現在使用している資材置場は、大部分が農地であり、違反転用の疑いがあります。また、現地調査の際にも現在の資材置場の状況を確認しましたが、改善はされていませんでした。以上のことから、事前審査委員５人の合議により不許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号９０番について報告いたします。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、資金計画について、金融機関が発行した住宅ローン事前審査結果に記載のある物件所在地は、申請地と一致しておらず、資金の確保が確認できません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、資金計画について十分精査することを条件とし、事前審査委員５人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号９２番について報告します。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。しかし、事務局からの説明にもありましたとおり、資金計画について、金融機関からの融資を約束する書類が添付されておられません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、資金計画について十分精査することを条件とし、事前審査委員５人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号８９番について報告します。申請農地の現地調査を実施したところ、問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われれます。以上のことから、事前審査委員５人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号９１番及び９３番について報告いたします。担当地区推進

委員に意見を求めたところ、問題なしと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題はなく、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

おはかりいたします。申請番号88番について、事前審査委員より不許可相当と報告がありました。次に、申請番号90番、92番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。

よって、はじめに申請番号88番、次に、申請番号90番、92番、その次に、申請番号86番、87番、89番、91番及び93番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号88番を事前審査委員の報告のとおり不許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号88番を不許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号90番、92番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号90番、92番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号86番、87番、89番、91番及び93番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条（知事）申請番号86番、87番、89番、91番及び93番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3、議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号15番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書9頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について、申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。

議案書9頁、申請番号15番、詳細は議案書のとおり。案内図は51頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。

議長 次に、申請番号15番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。

委員 令和5年11月17日に、大塚農業委員、新井農業委員、野村推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、申請地は全て耕作され、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番山崎勇喜委員より、申請番号15番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号15番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員5人の合議により証明する、ことと決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号15番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号15番について、証明書を発行することと決しました。

議長 次に、日程4、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、を議題といたします。会議規則第19条第3項により、このことについて、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書の10頁をご覧ください。議案第4号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が2件あったので、審議を求めます。生産緑地法第13条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第17条の2の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第3条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この2件については、春日部市長より令和5年9月27日付けにて、当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋のお願いと、11月24日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書11頁のとおり、買取希望の申出者はありませんでした、と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第4号、生産緑地の取得斡旋について、原案のとおり回答することに決しました。

議長 傍聴人の方をお願いいたします。本日の会議の審議事項は全て終了いたしましたので、退席願います。

(傍聴人退席)

議長 次に、

日程5 報告第1号 農地法第3条の3 (相続等による権利移動)

日程6 報告第2号 農地法第3条 (委員会) (取下)

日程7 報告第3号 農地法第4条 (届出)

日程8 報告第4号 農地法第5条 (届出)

日程9 報告第5号 農地法第5条 (届出) (取消)

日程10 報告第6号 農地法第18条 (通知)

日程11 報告第7号 違反転用事案報告

につきましては、議案書の13頁から30頁にお示しのとおりです。

議長 以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長 以上をもちまして、2023年第11回総会を閉会いたします。

議長 なお、今回の総会を持ちまして、現委員の皆様お集まりの総会は最後となります。この3年間に及ぶ皆様のご尽力に感謝申し上げますとともに、今後におきましても農業委員会活動にご理解、ご協力を賜りますようお願いし、終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会 (午前11時23分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 15番 \_\_\_\_\_

農業委員 17番 \_\_\_\_\_

農業委員 3番 \_\_\_\_\_